## 管理計画認定制度(令和4年4月スタート予定)

長期修繕計画の作成及び見直し等の部分(認定基準)の要点を抜粋

- (1)長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠され、計画の内容と修繕 積立金について集会(総会と同義語)にて決議されていること。
- (2) 長期修繕計画の作成または見直しが 7年以内に行われていること。
- (3) 計画期間が 30 年以上で、残存期間内に大規模修繕工事が 2 回以上含まれていること。
- (4)将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
- (5)修繕積立金の平均額(計画期間全体の総額から算定)が著しく低額でないこと。
- (6)計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっていること。

